

## 「弘前市宿泊税導入に関する宿泊事業者説明会」に係るご質問等に対する回答

●説明会の日付：令和6年10月1日（火）、3日（木）、4日（金）

●質問件数：33件（説明会21件、問い合わせ12件）

●以下、質問等に対する回答

○税額について

No	質問・意見	市の回答
1	宿泊税の使い道は納得できたが、弊社はカプセルホテルの簡易宿泊で、1室3,500円という安価な値段で提供しています。入湯税の150円もお客様から徴収しています。宿泊税の一律200円も含めるとお客様の負担が350円となり、宿泊料金の10%にあたる額となり、お客様への負担が重いと感じています。免税は無いとのことですが、弊社の立地が繁華街に面しており、代行タクシーで帰れなかった市内のお客様も利用します。そうしたお客様にとって料金が上がることは正直厳しいと感じるので、免税をご検討いただきたいと思います。	免税点については、租税の3原則のうち、「簡素」の観点から利用されるお客様や事業者にとってわかりやすい制度内容が望ましいと判断し、設けないこととしております。
2	課税免除について、宿泊者の中にはスポーツ合宿で利用する小学校から高校生までの子供たちもいます。そういった子供たちに対しても課税するのか。	スポーツ合宿に対する課税免除については、宿泊事業者の負担を考慮し、設けないこととしております。 なお、子どもたちに対しては、市内で利用できる割引券を発行するなど財源活用の中で検討したいと考えております。
3	宿泊料金が発生しない乳幼児から、宿泊税は徴収するのか。	宿泊料金が発生しない場合は、宿泊税は徴収しません。
4	税額について、事業者の負担を考慮して一律の200円にしたとのことだが、宿泊料金の段階別に税額が変わっても事務はそこまで難しくないと思います。他の自治体では宿泊料金の2%としているところもあります。例えば、2万円で泊まる人の200円と、4,000円で泊まる人の200円はパーセントが全然違います。そこは検討したうえで、一律200円にしたのか。また、今後検討していただけるものか。	税額については、先行導入自治体の事例を基に算出した税収額及び宿泊事業者の事務負担などを考慮し、一律200円にしております。

5	仮に段階別の税額が採用された時について、1泊2食付きで、宿泊料金と食事料金に分かれている場合、宿泊税の課税の対象に食事料金は含まれるのか。	宿泊税は宿泊行為に対して課税されるため、食事料金は含まれません。
6	幼児や子供にも宿泊税はかかるのか。	宿泊者の年齢に関わらず、宿泊料金が発生する場合には、課税対象となります。なお、例えば、添い寝無料などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。

## ○宿泊について

No	質問・意見	市の回答
7	課税対象となる「宿泊」の定義を教えてください。	<p>宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を行い、宿泊施設を利用する行為を言いますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となるか判断します。</p> <p>① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの</p> <p>② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの。(仮に0時以降にチェックインして、チェックアウトまで6時間未満の場合であっても、宿泊契約に基づき宿泊料が徴収されるのであれば課税対象となります。)</p> <p>また、本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります。旅館業法の許可が必要な宿泊とは以下の4項目をすべて満たすもの。</p> <p>①宿泊料を徴収している(名称は問わない)</p> <p>②社会性がある(不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など)</p> <p>③反復継続性がある(宿泊募集を継続的に行っている場合など)</p> <p>④生活の本拠ではない(使用期間が一カ月未満の場合、使用期限が一カ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など)</p>
8	市外から宿泊される方々はビジネス客であっても観光施設をみることはあるかもしれませんが、地元の人が宿泊する場合があります。その点についてどのように考えているのか。	観光はすそ野が広く、観光振興施策は多岐に渡っていることから、それから受けるサービスは様々です。市内居住者であっても、観光施策の受益があり、また居住地によって除外することは税の公平性の観点から困難ですので、一定の負担をお願いするものがあります。

9	公営施設の場合また宿泊施設が宿泊料金を免除している場合は課税対象となるのか。	ユースホテル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的に関わらず、旅館業の許可等を必要とする施設であれば課税対象となります。なお、宿泊施設のポイント等により宿泊料金が無料となった場合は課税対象となりません。
10	長期滞在(2~3ヶ月)の場合も課税されるのか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約(30日以上の場合可能)とした場合はどうか。	宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず課税対象となりますが、賃貸借契約に基づく利用行為については、宿泊行為には該当しませんので課税対象となりません。

## ○徴収の方法

No	質問・意見	市の回答
11	宿泊者が支払う宿泊税の支払方法はどのように行うのか。	支払方法については、具体的には規定していませんので、現金払いや事前決済などによりお支払いください。
12	ネット予約、無人化施設等での支払方法はどのように行うのか。	支払方法については、具体的には規定していませんので、現金払いや事前決済などによりお支払いください。 なお、無人化施設等の場合、他都市の事例では、ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済でお支払いするケースが多いようです。
13	キャッシュレス決済された場合の手数料は誰が負担するのか。	宿泊者が宿泊税をカード等で支払った場合の手数料については、宿泊事業者とカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者が負担することになります。
14	宿泊者が宿泊税を支払わない場合、どのように対応するのか。	仮にお支払いいただけなかった場合は、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者が市へ納入したうえで、お支払いを拒否した宿泊者に求償することになります。 市では、宿泊税の導入が決定した段階で、市内ホテルや公共交通機関等へのポスター掲示、SNSによる周知に努めてまいります。

## ○税の申告・納入について

No	質問・意見	市の回答
15	申告納入期限について、3ヶ月分まとめて申告納入できる一定の要件の内容はどういったものか。	納めていただく税額が一定の金額より低い場合、また安定して税金を納めているかを要件として考えております。
16	3ヶ月分まとめて申告納入できる一	一定の金額については、現時点では、年間の納入する

	定の要件について、具体的な金額があれば教えてほしい。	べき税額が120万円以下であることを想定しており、8割から9割の施設が該当する見込みとなっています。
17	資料の17ページについて、宿泊税を金融機関に支払うとなっていますが、入湯税のように市役所の窓口で支払うことは可能か。	入湯税と同じく市役所の窓口でもお支払いすることができます。
18	申告納入の特例の要件である「市長が別に定める金額以下」の根拠は何か。	特別徴収義務者（宿泊事業者）は、原則各月の初日から末日までの宿泊税について、翌月の末日までに申告納入をしていただくこととなりますが、申告納入手続きの負担を軽減するため一定の要件を満たせば、申請いただくことで3か月ごとに年4回の申告納入に切り替えることができます。その際にいくつかの要件を満たす必要があり、その要件の一つに申請していただく月の前12か月に当該宿泊施設が納入する宿泊税額が「市長が別に定める金額以下」である必要があり、その金額を120万円としたいと考えております。 これは、宿泊税のある程度の納入の確保を前提とするため、比較的規模の小さい宿泊施設を特例要件の対象とする必要があり、小規模事業者支援法の定義によると宿泊業については従業員数が「20人以下」の場合を小規模事業者と定めており、それらの施設が1年間に納入する宿泊施設を試算すると120万円となるため当該金額を要件としたいと考えております。
19	申告や納入が遅れたらどうなりますか。	納期限後に納入申告書の提出があった場合については、不申告加算金が課せられる場合があります。また、納期限までに宿泊税額を納入していただけなかった場合には、納入日までの日数に応じ、延滞金が課せられる場合があります。
20	簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要ですか。	簡易宿所について、毎年営業許可を受けている場合は、毎月申告が必要になります。なお、経営をしていない時期があれば、休止・再開・廃止申告書を市民税課までご提出ください。

## ○使途について

No	質問・意見	市の回答
21	使途の「災害時における市民等の安全	災害が発生し、市民や観光客等が市内宿泊施設に避難

	安心の確保」については、観光とは少し違う取り組みと感じました。これはどういう内容でしょうか。	した場合の宿泊料金に財源を活用することなどを想定しています。
22	宿泊税については良いと思います。弘前市は多言語のサービスが弱いと思うので、例えば、京都ではバスに乗ると、英語、中国語、韓国語が流れてきます。弘前市でも、市内の一部のバスだけでもやっていただくと良いと思います。	いただいた税収を活用して、インバウンド客に対する多言語での案内やパンフレットの制作のほか、宿泊施設に対する多言語の表示板設置などに関する補助金創設を検討します。
23	さくらまつりとねぶたまつりの時は、さまざまな外国人がおいでになります。英語はいいですが、私の施設はフランスやドイツ、スイスのお客様が多いです。別府市では、祭りの時に駅で英語担当や中国語担当の案内人がいます。弘前でも祭りの時期に同じようなことができれば良いと思います。	市では昨年、ひろさきガイド学校を設置し、多言語を話せるガイドの育成等に取り組んでおり、引き続き充実が図られる施策に活用してまいりたいと考えております。
24	冬の誘客が弱いと感じています。秋はお客さんが来ていますが、冬が来ません。雪燈籠祭りはありますが、公園の中だけでやっている印象で、もう少し工夫の余地があるのではないかと思います。例えば、商店街の人に協力を願って、土手町に燈籠を作ってみるなど、市外から来た人にもわかる工夫があれば良いと思います。	市としても、冬期間は宿泊者数が落ち込むことを認識していることから、閑散期に宿泊客の増加につながる施策に活用してまいりたいと考えております。
25	資料の12ページの用途案について赤字となっている2カ所はどういった理由で赤字としているのでしょうか。	弘前市宿泊税検討委員会の委員から要望が多かった内容で、また宿泊事業者にも関係する内容であるため、赤字にしているものであります。

## ○導入スケジュールについて

No	質問・意見	市の回答
26	導入を見込んでいる時期はいつからなのか。	宿泊税の導入は、来年度の後半頃を目指しています。

27	弘前市宿泊税システム整備等補助金 はいつから交付される予定なのか。	交付時期は決まっておりませんが、宿泊事業者の準備が宿泊税の導入時期までに間に合うように交付したいと考えております。
----	--------------------------------------	---

## ○その他

No	質問・意見	市の回答
28	宿泊料金を表示する際に、宿泊税は税込みで表記するなどの規定はあるのか。	宿泊料金の表記に関する規定はありません。
29	他に青森県内で導入を検討している自治体はあるのか。	県に確認したところ、県を含め、県内市町村には導入の動きは見られていないと伺っています。
30	宿泊税の導入は決定しているのか。	市としては、宿泊税の導入に向けて説明会を開催しているものであります。
31	アンケート調査の結果について、反対意見はどれくらいあったのか。	アンケート調査にご回答頂いた52施設のうち、自由意見の記載欄で反対意見があったのは9施設となっております。
32	私の旅館はビジネス客の利用が多く、仕事の関係で30日間泊まるお客様もいます。その場合、30日×200円で合計6,000円の宿泊税がかかります。こうなってしまうと、弘前市に泊まらずに市外にお客さんが行ってしまい、青森県全体で宿泊税が導入されないと、弘前市の空洞化が起きることが考えられます。	課税の公平性の観点から、宿泊客は、行政サービスを楽しんでおり、一定の負担をお願いするものであります。
33	宿泊税を導入することにより、近隣市町村へ宿泊客が流れたなどのデメリットの声はありましたか。	既に導入している自治体からは、その地域において宿泊客の減少や印象が悪化したなどといった影響はないと伺っております。

以上